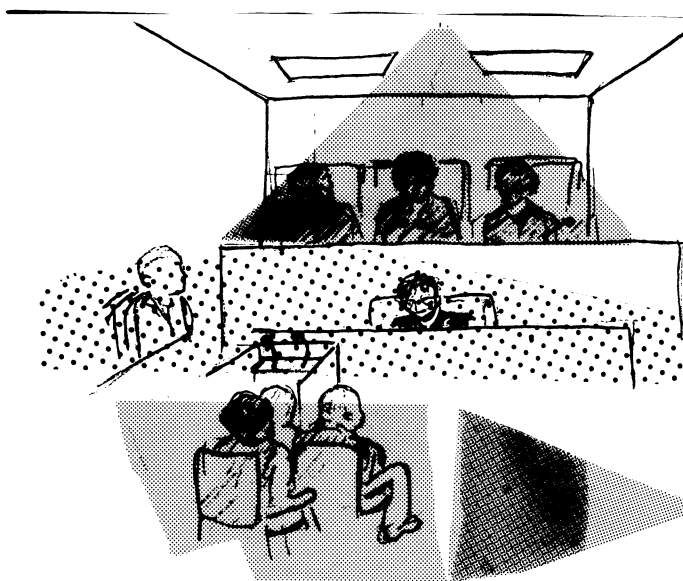


命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
する連絡会ニュース NO.10 1998.12.7
連絡先. 茨城県民主医療機関連合
会 (029-228-0600)

水戸市の水源をよこさないで!
第5回審尋のお知らせ
出来るだけ参加して下さい!

98年12月16日 (水) 11時~
水戸地方裁判所 301号法廷



1998.4.7 産業廃棄物最終処分場建設差し止めを求める仮処分申し立て

1998.4.22 第1回審尋

1998.7.24 第2回審尋

1998.8.19 第3回審尋

1998.10.21 第4回審尋

赤塚設備では5,000万円も使ったので、早く終わりにしてほしいと要求しております。私たちはできる限り慎重に審理してほしいと願わずにはられません。みなさん時間の許す限り、たくさんの方が参加して下さいようお願いいたします。

「産廃最終処分場建設差し止めを求める仮処分」

第4回審尋を終えて

弁護士 安江 祐

処分場の差し止めを求める仮処分の審理は、裁判所が「12月16日の期日をもって審理を終えたい」と述べたことから、一気に最終局面を迎えることになりました。

これまで、赤塚設備が計画している処分場の構造的な問題点、すなわち処分場から廃棄物によって汚染された水が外に浸出する危険性が存在すること、あるいは、赤塚設備が何の問題もないと主張している竜ヶ崎の処分場で処分場からの排水の検査をしたところ、通常ではあり得ない高い電気伝導度を記録しており、処分場から有害な物質が浸出している可能性が高いこと等を具体的に指摘してきまし

た。現在、竜ヶ崎の処分場についての水質検査及び底泥の検査を専門家に依頼しており、その結果が出れば、赤塚設備が運営する安定型処分場の問題がさらに明らかになるものと確信しています。

現在弁護団では、処分場から浸出する有害物質が、農業用水や水道水に与える影響についても、可能な限り主張しようとして準備しているところです。

この裁判は、水戸市民の水源を守るために絶対に負けられない闘いです。

ともに、勝利するまで頑張りましょう。

拡大世話人会報告

10/21第4回審尋をおえて、拡大世話人会が開かれました。

1. 経過 10/3産廃シンポジウムの感想
2. 共有林の入会権について(小林三衛先生の法律判例のお話がありました。3頁参照)
3. 経過報告(坂本弁護士)

第4回審尋では準備書面(4)、(5)を出した。その内容は、

- (4) 1, 農業用水の利用形態, 米の利用形態, 売る, 家庭消費, 経済的な権利(財産権)米を食べる(水を飲むと同様)。
- 2, 赤塚設備は有害物質流入はありえないと言っているが、既設竜ヶ崎処分場で有害物質が漏れていることを明らかにする。(赤塚設備社長自ら調査して、竜ヶ崎処分場は汚れていな

い(小魚がおよいでいるし、においもしない)、と言っているそうです)。

3, 9/1潮来町建設差し止め全面勝訴

- (5) 1, 赤塚設備は全隈町は難透水性地盤と主張していますが、茨大安原教授の調査資料(難透水ではない)を提出する。他に梶山正三, 中川鮮証人尋問調, 反対尋問調書提出した。

赤塚設備の方は早く結審したいと、裁判所に要求しているのですが、この裁判をいつまで続けるのか、3人の裁判官が合議した。我が弁護団は裁判官の現地の実地検証を要求した。

裁判官は、仮処分の裁判は実地検証は行われないことになっている、として12/16結審する、ことがきまった。九州で行われている産廃裁判では裁判官は実地検証をしている。

水戸市全隈町の共有地

——— 入会権の主張ができるか

小林 三 衛

水戸市全隈町に34名の共有地がある。35筆で、合計25.3713haである。地目は、山林が大半(27筆)であるが、他に原野(7筆)と雑種地(1筆)がある。

どのような経緯で共有地になったのか、詳らかでない。その関係資料は、見あたらない。山根村の古い土地台帳はなく(戦後につくられたものが残っているだけである)。登記簿が1918年に滅失し(回復の登記がなされているが、ぜんぶを把握できない)。また、山根村史は、編纂されておらず、『水戸市史』は、山林について欠落している。(旧山根村には森林公園を含め、約1000haの山林があるが、これについての記述がない。水戸市には山林の研究者がいないのであろうか)。これを物語る古老もいないようである。登記簿によると、遅くとも1914年には、保存登記がなされたことを推測できる。1925年7月には、38名の共有であったが(これは登記簿で確認できる)、同年9月、37名となり、1927年、35名、1928年、34名となり、その後、持分の売買が若干なされているが、34名の共有は、変更がなく現在に至っている。

共有地=共有物の変更は、共有者全員の同意が必要であり(民法251条)、処分についても、同様に解すべきである(我妻栄『物権法』〔民法講義II〕219頁以下)。これに対する異論はない)。変更とは、物質的変更とみられるが、法律的变化も、含まれる、と解される。共有山林の立木の伐採は、「山林其ノモノヲ毀損スルモノ」であるから、変更になる

(1927年6月6日大審院刑事部判決)。立木の共有者の1人が他の共有者の同意を得ないで、伐採することは、「他ノ共有者ノ所有権を侵害スル」ので、伐採禁止の請求ができる(1919年9月27日大審院民事部判決)。共有不動産に抵当権を設定する場合は、共有者全員の同意が必要である(1967年2月23日最高裁判所民事部判決)。賃貸借契約によるものであっても、それが山林としての用途、機能を維持できないような場合(住宅地にするとか、産業廃棄物処分場ないしその補助施設にするなど)は、明らかに物質的変更となるから、共有者全員の同意を得なければならない。

全隈町の共有地を保全するためには、民法第251条で足りるが、入会権の主張ができれば、強化される、といえよう。全隈町の大部喜代氏外12名に会い、共有地の実態について聞いた。中間報告であるが、次の点から入会権の主張ができる。①持ち分の売買は、全隈内とされており、その売買も少ない。全隈外に売られたのは(親族)、1件だけである。②薪炭材は、全隈の者にかぎって、せり売りがなされていた。③全隈共有林組合が組織され、管理している。④間伐材などの売却代金を分配したことがあるが、原則として分配されず、組合に保留されている。土地の一部を売った代金は、出資金という名目で、組合が預かっている。⑤植林について義務人夫があり(年10日)、これに出役しないと、出不足金が課せられる。

茨大 『茨苑祭』 でエコ・アクション 所沢ダイオキシン問題で講演会開催

—複合汚染被害者の会 事務局代表 中村勢津子さん

11月22日(日)茨大の『茨苑祭』エコ・アクション企画として、所沢ダイオキシン問題で事務局代表をされている中村勢津子さんの講演会がありました(ご主人、息子さんとご家族で深刻な状況を訴えられました)。

中村さんは、政治にも環境にも全く関心のない、脳天気な生活を送っていた主婦だったそうです。ところが、産廃野焼き銀座として有名になった所沢に住んでご自身も子宮内膜症になって手術をし、息子さんも病気になり、息子さんが通う小学校でも喘息・気管支炎などの病気の子供達が増え、ついに息子さんをご主人の実家の東京に疎開させざるを得なくなって、今は家族バラバラの生活をしていて、子供達のためになんとかダイオキシンをなくしたい一心で事務局代表として活動しているそうです。97年複合汚染被害者の会発足以来の活動は厚生省、環境庁に要望書、総理大臣に被害者緊急施策の実施請願のかた

わら大気汚染状況、新生児死亡率、肺ガン、学童喘息アトピー調査、WHOへ医療団派遣要請、健康被害調査等精力的に行い、その結果、すぐにでも野焼きをやめさせなければならぬ状況にきているのに、市は動こうとしない、と話されました。男の乳ガン、流産、不妊、アトピー、喘息、胎児の成長不良が調査で多いということがわかったそうです。スズメを全く見なくなった、他の小鳥も見なくなったとの声も。

98年5月には「市長としての責任の重みを実感せよ」として所沢市長を告発、固定資産税、都市計画税不払い運動もされているそうです。(所沢環境課長は狭山に転居!)

こういう中で、今は市にダイオキシンをきちんと調査せよ、と要求していて、また自分たちもカンパを集めてカナダの大学に調査を依頼予定だと話されました。(伊達)

双葉台で宣伝行動

11/20 久しぶりの宣伝行動。新婦人双葉台班の方々と一緒に団地に入って一軒一軒訪問し、署名のお願いをしました。

渡辺さんがハンドマイクで今までの反対運動の経過を報告しました。

ドアを開けてくれた家では、ほとんど署名をしてくれ、「そんなことがあるんですか」とすぐ近くで産廃処分場建設計画があることを知らない人たちがまだたくさんいることを改めて感じました。7人参加で1時間行動、

42人の署名が集まりました。(大川)

